

協議の流れ【イメージ図】

議会運営に関する陳情が提出された場合

現行の諮問事項の取扱い

陳情書が提出される

幹事長会出席会派から議会運営委員会の諮問事項の提案書が提出される

告示日前日
午後3時

陳情の締切日

告示日

参考送付

※議会運営に関する陳情を議会運営委員に参考送付

定例会中日の議会運営委員会理事会3開庁日前までに提案書を提出

中日

議会運営委員会理事会

※議会運営委員会における諮問事項の対象となるか協議する。

全会一致

議会運営委員会

※諮問事項として決定

次回定例会の議会運営委員会理事会

※議会運営委員会で審議する項目を協議し、決定する。